

# ワンストップ特例申請について

## ◇ワンストップ特例申請書の記入について

別添の「令和〇年度寄附分〔市町村民税／道府県民税〕寄附金額控除に係る申告特例申請書」について、印字の内容を確認のうえ、以下のとおり記載してください。

1. 右図の記入箇所について、住所、氏名、フリガナ、電話番号、生年月日の印字に誤りがないか確認してください。  
個人番号を記入してください。

令和 年 月 日 殿	記載年月日を記入	
住所	印字内容に 誤りがないか 確認	個人番号
電話番号		生年月日 明・大・昭 平・令

※印字の内容に変更があった場合は、変更箇所に二重線を引き、近くの空白に正しい内容を記載してください。

個人番号(マイナンバー)  
を記入

2. 申請書の下図の箇所は、**確定申告および住民税申告の必要がない寄附者であるか**の確認欄です。(詳細な法律の文言は申請書に記載があります。) 該当する場合はチェック

① 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
--------------------------------------	-------------------------------------

3. 申請書の下図の箇所は、**5つ以下の市町村にワンストップ特例申請を行った寄附者であるか**の確認欄です。(詳細な法律の文言は申請書に記載あります。) 該当する場合はチェック

② 地方税法附則第7条第2項(第9項)に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
-------------------------------------	-------------------------------------

## ◇ワンストップ特例申請書の添付書類について

添付書類は以下の **A** または **B** のいずれかの場合に応じてコピーを取り、別添の「令和〇年度寄附分〔市町村民税／道府県民税〕寄附金額控除に係る申告特例申請書」の裏面の貼付欄に貼付してお送りください。

### A. 個人番号カード(マイナンバーカード)を持つている場合

個人番号カード(マイナンバーカード)の両面コピーをお送りください。

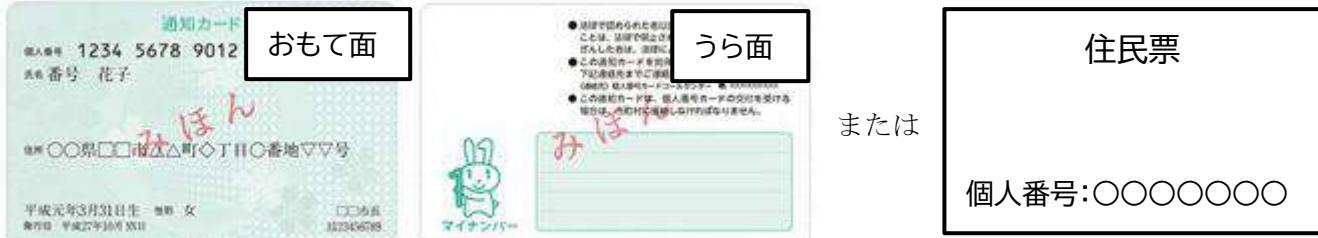


\*マイナンバーカードの記載内容が、申請書の住所・氏名と一致していない場合は、お住まいの自治体にて変更内容を記載したうえで、コピーを貼付してください。

## **B. 個人番号カード(マイナンバーカード)を持つていない場合**

以下の①および②の両方のコピーをお送りください。

### **①通知カードの両面コピー または 個人番号(マイナンバー)が記載された住民票のコピー**



※通知カードの記載内容が、申請書の住所・氏名と一致していない場合は、番号確認書類として

使用できません。個人番号（マイナンバー）が記載された住民票のコピーをお送りください。

※個人番号（マイナンバー）が記載された住民票のコピーは発行日から6ヶ月以内のものが有効です。

### **②顔写真入りの身分証明書（例：運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳等）**

※いずれの身分証明書も有効期限内のものをお送りください。

※身分証明書の記載内容が、申請書の住所・氏名と一致していない場合は、お住まいの自治体にて変更内容を記載したうえで、コピーを貼付してください。

※顔写真入りの身分証明書をお持ちでない場合は、以下のいずれか2点のコピーをお送りください。

健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、年金・公共料金の領収書、納税証明書 等



### **◇ワンストップ特例申請の提出期限について**

ワンストップ特例申請書と添付書類を併せて、当該申請に係る寄附を行った年の

**翌年1月10日(必着)まで**に、以下の送付先住所にお送りください。

**【送付先住所】〒586-8501 大阪府河内長野市原町1丁目1番1号  
河内長野市ふるさと納税課 宛**

※組立式の返信用封筒は同封しておりますが、切手のご用意が必要になります。大変ご不便をお掛け致しますが、何卒宜しくお願い致します。

### **【！注意！】ワンストップ特例申請をご利用いただけない方がいます。**

以下のいずれかの要件に該当される場合は、**ワンストップ特例申請をご利用いただけません**。同封の「寄附金受領証」を用いて確定申告を行ってください。

#### **①確定申告又は住民税申告を行う予定がある。(例:医療費控除など)**

※ワンストップ特例申請をしても、後日当該申告を行うとワンストップ特例申請が無効になります。

#### **②1年間(1月～12月)に6つ以上の市町村にワンストップ特例申請を行った。**

※6つ以上の市町村にワンストップ特例申請を行うと、すべての市町村のワンストップ特例申請が無効になります。

#### **③ワンストップ特例申請をして以降、住民票に変更があった(例:引越し等の理由による住所変更、入籍等による氏名変更等)が、寄附をした市町村に翌年1月10日までに「変更届出書」を提出していない。**

※期日までに「変更届出書」を提出されると、ワンストップ特例申請が適用されます。